

第2部第6章第5節「賃貸借の当事者の交替及び賃借物の転貸」

【設例】Aは、Bから甲建物を賃借して、引き渡しを受けた。この場合に、以下の(1)及び(2)の記述が正しいか、誤っているかを検討しなさい。

- (1) 債権は自由に譲り渡すことができるのであり、Aは、Bに無断で、Cに賃借権を譲渡できる。[構造1(2)]
- (2) AがBの承諾を得て甲建物をCに転貸したとき、AB間の賃貸借が合意解除されれば、Cは、甲建物をBに明け渡すほかない。[構造1(2)]